

国立大学法人横浜国立大学における行政機関等匿名加工情報の利用手数料に関する要項

平成29年4月27日

〔最近改正〕

令和7年11月25日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

第119条第5項及び第6項の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学における行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料について定めるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び利用に係る手数料)

第2 法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

(作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第3 法第118条第2項において準用する法第115条の規定により既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結していない者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が第2の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(手数料の納付)

第4 第2及び第3に定める手数料は、次に掲げるいずれかの方法により納付するものとする。

(1) 個人情報保護窓口における現金納付

(2) 現金書留による納付

附 則

この要項は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年11月25日から施行する。